大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更 しようとする旨届出があった。

平成29年9月1日

盛岡広域振興局長 宮 野 孝 志

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ベルジョイス
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス東安庭店 盛岡市東安庭一丁目17番1ほか
- ウ 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- エ 変更する年月日 平成29年3月30日
- オ 変更の理由 施設運営計画の見直しのため
- (2) 届出年月日 平成29年3月16日
- (3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所
- 2(1) 届出事項の概要
 - ア 届出者の氏名又は名称
 - (ア) 株式会社ベルジョイス
 - (イ) 中道リース株式会社
 - (ウ) 株式会社コメリ
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 雫石ショッピングモール 岩手郡雫石町千刈田94番地2ほか6筆
 - ウ 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - エ 変更する年月日 平成29年3月30日
 - オ 変更の理由 施設運営計画の見直しのため
 - (2) 届出年月日 平成29年3月16日
 - (3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び雫石町役場